

アレルギー疾患生活管理指導表の活用について

1 これまでの取組

(1) 就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表の様式（埼玉県版）を定め推奨

さいたま市が厚生労働省と文部科学省に確認の上作成した、「就学前の特徴を踏まえた統一的な様式」を埼玉県推奨として、保育所や幼稚園、認定こども園等に通知した（平成31年1月23日付け疾第2218号）。

(2) アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始

提出されたアレルギー疾患生活管理指導表により、学校給食等における食物除去の対応を行うに当たり、現場が悩む事例が多くあることから、相談票を用いて専門医が相談に応じることができる事業を開始。（平成31年2月～）

【平成31年度 当初相談状況】

- 相談事業の利用：食物依存性運動誘発アナフィラキシーの児童対応（1件）
- 保育所や幼稚園職員からの相談については、直接アレルギー疾患相談室を利用し、必要に応じて、相談事業を紹介したが、相談票の送付は、されなかった。
- アレルギー疾患相談室への相談者の内訳で3、4、5月は、保育所、幼稚園及び小中学校職員の割合が増加していた。

※国の動き「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」改訂(2019年4月)

保育所におけるアレルギー対応の基本原則を明示した上で、「生活管理指導表」の位置づけの明確化、関係機関との連携強化、「食物アレルギー・アナフィラキシー」についての記載内容の改善、充実が図られた。

2 今後の取組

「生活管理指導表」を用いて、円滑に保育所、幼稚園、学校等でアレルギー対応がとられるよう、様式及び相談事業と合わせて、研修会の場を利用し啓発していく。

あわせて、就学前における「生活管理指導表」の利用状況の県内状況を把握するため、県内の保育所、幼稚園、認定こども園への調査を実施する。（1、865施設）

アンケート対象施設					
教育・保育機関等		施設数		定員(人)	県の所管課
保育所	公立	416	1,228	107,111	少子政策課
	私立	812			
幼稚園	公立	48	544	92,861	義務教育指導課 (保健体育課)
	私立	495			学事課
	国立	1			(所管なし)
認定こども園	私立(幼保連携型)	77	93	18,508	少子政策課
	私立(幼稚園型)	13			
	私立(その他)	3			